



(裏)

変 媛 新 聞

2000年(平成12年)9月7日 木曜日

労災報告怠った  
業者を書類送検

松山労基署

松山労基署は六日、労働安全衛生法違反の疑いで、兵庫県西宮市本町、土木建設業八木興産と、八木一之社長(金巴)同所IIを松山地検に書類送検した。

調べでは、八木社長は、一九九九年五月三十一日、松山自動車道双海橋工事(伊予郡双海町)に伴う仮設栈橋の解体作業中に発生した労災事故に関し、同監

督署長に提出する「労働者死傷病報告」を今年四月二

十七日まで約一年近く提出せず、速やかな報告を怠った疑い。同事故では、同社の作業員(三)が鉄骨に挟まれ石足の骨を折った。

虚偽報告の

容疑業者も

松山労基署は六日、労働安全衛生法違反の疑いで、松山市吉藤五丁目、建設業前西建設と、前西充城社長(三)同所IIを松山地検に

書類送検した。

調べでは、前西社長は、一九九八年六月に松山市本町一丁目のビル改修に伴う解体工事で発生した労災事故について、同監督署長に提出した労働者死傷病報告で虚偽の内容を報告した疑い。事故では、同ビルの作業場で天井ボードが落下し、同社の作業員(三)が左足の骨を折ったが、報告では同市小野町の同社丸太墮き場で、丸太の荷下ろし中に発生したとしていた。

別添子

3年1月1日発行(火・金曜発行)第5157号

# 夢「新時代」!!

## 2001年新世紀のスタート

# 建通新聞

愛媛

# 1.1



# 21世紀 魅力ある建 「労災ゼ」

## 「死亡事故」12年 は上期に集中

新年早々から・・・と思われるかもしれないが、年の始めだからこそ、気を引き締めねばならないこともある。

県下建設業における12年の労働災害発生状況（愛媛労働局集計）は、10月末時点で376件、11年の発生件数を下回っているが、死亡災害発生件数は11件と昨年を1件上回っている。結果的には昨年から横ばいととれるが、このうち上期、6月までに8件と集中、一時は昨年の件数を大幅に上回るペースで推移し非常事態ともいえる状況が続いた。業界団体も安全指導の集まりをも

## 重機の用途外使用 で事故が増加

県下の12年10月までの死亡事故原因の傾向を見ると、11件のうち、移動中などの交通事故が3件、挟まれ、巻き込まれによるものが2件、崩壊、倒壊によるものが1件、高温、低温物との接触が2件、墜落、転落によるものが2



松山労働基準監督署次長  
労働基準監督官

## 大西 清氏

最近の建設業における労働災害発生状況、その処理などを見て、3点ほど申し上げたいと思います。

## 安全に好・不況なし

まず、事故の傾向として「安全の基本を忘れた事故」が多く発生していると思えます。不況の中で経費削減ということもあるのですが、安全作業手順の省略が目立つように感じます。安全活動に係る経費は、好・不況に影響してはいけぬ必要経費です。で、経費削減めという事柄もわかりませんが惜しまずに確保し、手順を遵守していただきたいと思いま

です。で、昨重な処分を行っていきたいと思えます。ご理解を頂き、適正な労働災害に関する処理をお願いします。

また、重機による死亡災害が増加傾向にあります。油圧シヨベルによる荷吊りなどの用途外使用は、原則として禁止されているわけですから、このことを再認識し

次に、最近業界での「労災事放りし」「虚偽報告」が増えてきます。12年には私共の管内では私共の管内でそれぞれ1件ずつ発生しています。こうした間違った考え方は、事故の再発防止、被災者への適切な補償、行政手続きの適正化という点から、あつてはならないものだと思います。

また、重機による死亡災害が増加傾向にあります。油圧シヨベルによる荷吊りなどの用途外使用は、原則として禁止されているわけですから、このことを再認識し

平成12年業種別・署別労働災害発生状況(平成12年10月末現在)

業種別	局	増減		松山		新居浜		今治		八幡浜												
		12年	11年	件数	増減率	12年	11年	12年	11年	12年	11年											
全 業	(27)	1,582	(27)	1,547	35	2.3%	(9)	520	(6)	481	(2)	186	(2)	177	(10)	308	(8)	321	(2)	212	(5)	194
建 設 業	(11)	376	(10)	405	-29	-7.2%	(7)	125	(1)	133	(1)	34	(1)	32	(1)	68	(3)	80	(1)	73	(2)	64
土 木 工 事 業	(8)	178	(5)	171			(5)	64	(1)	55		11		5	(1)	33	(1)	30	(1)	36	(1)	32
建 築 工 事 業	(3)	159	(3)	192			(2)	51		65	(1)	18		21		29	(1)	36		31	(1)	28
木造家屋建築工事業	(1)	69	(2)	97			(1)	19		33		2		5		17	(1)	22		16	(1)	18
設 備 工 事 業		39	(2)	42				10		13		5	(1)	6		6	(1)	14		6		4

( ) 内は死亡事故件数

### 官 公 語 通 格 組 合 南 予 生 コ ン ク リ ー ト 協 同 組 合

東 宇 和 郡 宇 和 町  
TEL (0894)

エヒメ生

有限会社 八

建協生コンク

山口建

日吉綜合

宇和島生

北宇和生

伊予アサノコ

栄南産

久保興業株

株式会社 御

愛南小野田



# ルール違反です 労災かくじ

愛媛労働局労働基準部

平成十二年九月六日、松山労働基準監督署は、労働災害を発生させたにもかかわらず、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に届け出なかった事業者と、事実と異なる内容の労働者死傷病報告を提出した事業者を労働安全衛生法違反で松山地方検察庁に書類送検しました。

「労働災害をかくす」「虚偽の報告をする」といった行為は、法律違反を構成するほか社会的に非難される行為であり、愛媛労働局としても厳

正に対処しております。

労働災害は本来あってはならないものですが、不幸にして労働災害が発生した際には、同様の災害が発生しないよう再発防止対策を講じていただくほか、遅滞なく、所轄労働基準監督署への労働者死傷病報告の提出をお願いします。

また、労働災害の診療は、健康保険など労災保険以外の保険は使うことができませんので、適正な手続きを行うよう、あわせてお願いします。

## ルール違反です “労災かくじ”

健康保険は使えません!!



労働省

労働災害の受診は労災保険で!!

### 職場における セクシュアルハラスメント防止実践講習

(財)21世紀職業財団愛媛事務所・今治地方労働基準協会

平成11年4月から施行の改正男女雇用機会均等法において、新たに事業主は、「職場におけるセクシュアルハラスメント防止」のための雇用管理上の配慮が義務づけられました。

この度、(財)21世紀職業財団愛媛事務所並びに今治地方労働基準協会の共催により、今治地方労働基準協会の会員企業に対して、セクシュアルハラスメント防止に関する具体的な取り組みの方法や事例を提供することを目的として本講習を下記のとおり開催することといたしました。

積極的なご参加をお願いします。

- ◆日 時 平成12年11月7日(火) 13:30~15:30
- ◆場 所 テクスポート今治5F会議室 今治市東門町5丁目14-3 ☎0898-23-8700
- ◆対 象 者 今治地方労働基準協会会員企業の管理職、人事・労務担当者、相談・舌情窓口担当者
- ◆内 容
  - (1)、セクシュアルハラスメントの実態
  - (2)、セクシュアルハラスメントの防止対策
  - (3)、講演「セクシュアルハラスメントの相談の受け方」
  - (4)、質疑応答

産業カウンセラー 廣瀬 一郎

◆参加人数 50名 ◆参加費 無料

◆問い合わせ申し込み先

(財)21世紀職業財団愛媛事務所

〒790-0011 松山市千舟町4-4-3松山MCビル3F

TEL089-921-5660 FAX089-921-5722

◆申し込み締切 10月31日(火)必着